

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 林野庁 経営課）

|                       |  |          |
|-----------------------|--|----------|
| 項 目 名                 | 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（②森林組合関係）  |          |
| 税 目                   | 法人税（措法68の2）  |          |
| 要<br>望<br>の<br>内<br>容 | <p>〈制度の概要〉<br/>           適格合併となる共同事業合併の要件<br/>           ①被合併法人と合併法人の各事業が相互に関連<br/>           ②被合併法人の従業者のおおむね8割以上が合併法人に従事<br/>           ③（イ）それぞれの売上金額、従業者数等の規模の割合がおおむね5倍を超えないこと又は<br/>               （ロ）被合併法人と合併法人の特定役員のそれぞれいずれかが合併法人の特定役員となる<br/>           ④被合併法人の事業が合併法人で引き続き営まれること<br/>           →①～④を全て満たせば簿価合併が認められる（原則）</p> <p>森林組合と森林組合の合併については、上記③の要件を満たさなくても他の要件を全て満たせば共同事業合併として適格合併、資産等の簿価による引継ぎが認められる。</p> <p>〈要望の内容〉<br/>           本制度の適用期限（令和4年3月31日）の3年延長</p> |          |
|                       | 平年度の減収見込額  | － 百万円    |
|                       | （制度自体の減収額）   | （ － 百万円） |
|                       | （改正増減収額）   | （ － 百万円） |

|                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
| <p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p> | <p>(1) 政策目的<br/> 森林組合の合併については、財務基盤や業務体制の充実など経営基盤を強化する上で重要な手段であり、林業生産活動の生産性向上に取り組む意欲のある森林組合等を支援することにより、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土の保全に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性<br/> 国内の林業は路網整備や施業集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の林業活動への関心も低下するなど、国内の林業・木材産業は依然厳しい状況にある。こうした中、森林組合が地域の森林管理と林業経営の担い手としての役割を十分果たしながら経営を持続させていくためには、従来にも増して事業運営の効率化、低コスト化に努めつつ、施業集約化に取り組む体制整備を通じて、組合員の負託に応え得る健全な自立的経営に向けた抜本的な取り組みが必要とされているところ。</p> <p>また、森林経営管理制度の創設、国有林野管理経営法の改正といった森林・林業における近年の様々な制度改革においても、森林組合に対して「意欲と能力のある林業経営者」としての期待が増大しているところである。</p> <p>森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）では、望ましい林業構造の確立における目指すべき姿として、長期にわたる持続的な経営の実現を掲げている。そのための担い手となる林業経営体の育成においては、林業経営体が、厳しい経営環境下であっても安定的に収益を確保できるようにするために、その経営基盤と経営力を強化する必要があるとしており、森林組合系統については、森林組合法に基づく、合併も含めた事業連携等による経営基盤強化が期待されている。</p> <p>更に、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針（平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知、令和3年3月16日最終改正）においては、「森林組合の合併は、財務基盤や業務執行体制の充実など経営基盤の強化や法令等遵守・経営管理の強化に重要な手段であり、今後も推進するものとする」としており、合併の推進を目的とする本税制の趣旨と合致している。</p> <p>合併の推進において、多数の森林組合が参加する広域合併などにおける経営規模の格差がある合併の場合には、本則の適用要件を満たせないことから、本特例措置により合併の円滑化を図る必要がある。合併後も事業が継続される中で合併時に課税を生じさせることは、合併の阻害要因となることから、本措置の延長は合併を推進する上で不可欠である。</p> |   |
| <p>今回の要望に関連する事項</p>      | <p>合理性</p>  | <p>《大目標》<br/> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》<br/> 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》<br/> 林業の持続的かつ健全な発展</p> <hr/> <p>政策の達成目標<br/> 森林組合の合併による経営基盤及び組織基盤の強化</p> <hr/> <p>租税特別措置の適用又は延長期間<br/> 令和4年4月1日～令和7年3月31日まで（3年間）</p> <hr/> <p>同上の期間中の達成目標<br/> 政策の達成目標と同じ</p> |

|        | 政策目標の達成状況               | <p>平成 19 年 4 月 (制度創設時) から令和 3 年 2 月までの間に 72 件の合併 (合併参加組合数 199 組合) があり、組合数は 736 組合から 613 組合となっている。</p> <p>森林組合の合併は着実に進展してきたが、材価低迷等により国内林業を巡る状況が厳しい中、事業運営の効率化等により健全な自立的経営に向けた取組が求められているところであり、合併や事業連携を通じた組合経営の強化・健全化のために、引き続き本措置を講じる必要がある。</p>  |           |           |           |           |           |      |          |           |           |           |        |          |          |          |           |       |   |    |    |    |
|--------|-------------------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|----------|-----------|-----------|-----------|--------|----------|----------|----------|-----------|-------|---|----|----|----|
| 有効性    | 要望の措置の適用見込み             | <p>(単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3 年度 (見込)</th> <th>4 年度 (見込)</th> <th>5 年度 (見込)</th> <th>6 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併件数</td> <td>1 (4 組合)</td> <td>4 (11 組合)</td> <td>5 (14 組合)</td> <td>7 (23 組合)</td> </tr> <tr> <td>特例適用件数</td> <td>0 (0 組合)</td> <td>2 (5 組合)</td> <td>2 (4 組合)</td> <td>5 (14 組合)</td> </tr> <tr> <td>減収見込額</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>合併件数、特例適用件数については、都道府県及び全国森林組合連合会を通じた調査で把握。</p> |           | 3 年度 (見込) | 4 年度 (見込) | 5 年度 (見込) | 6 年度 (見込) | 合併件数 | 1 (4 組合) | 4 (11 組合) | 5 (14 組合) | 7 (23 組合) | 特例適用件数 | 0 (0 組合) | 2 (5 組合) | 2 (4 組合) | 5 (14 組合) | 減収見込額 | 0 | 13 | 10 | 35 |
|        |                         | 3 年度 (見込)   | 4 年度 (見込) | 5 年度 (見込) | 6 年度 (見込) |           |           |      |          |           |           |           |        |          |          |          |           |       |   |    |    |    |
| 合併件数   | 1 (4 組合)                | 4 (11 組合)   | 5 (14 組合) | 7 (23 組合) |           |           |           |      |          |           |           |           |        |          |          |          |           |       |   |    |    |    |
| 特例適用件数 | 0 (0 組合)                | 2 (5 組合)  | 2 (4 組合)  | 5 (14 組合) |           |           |           |      |          |           |           |           |        |          |          |          |           |       |   |    |    |    |
| 減収見込額  | 0                       | 13  | 10        | 35        |           |           |           |      |          |           |           |           |        |          |          |          |           |       |   |    |    |    |
|        | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | <p>森林組合系統における自主的な合併の取組が行われているが、本措置で後押しすることにより着実な推進が期待できる。また、平成 28 年度から令和 2 年度までに 10 件の合併が実現し、このうち 2 件が本特例措置による合併に該当している。件数は少ないものの、減税額の実績は 1 件当たり 5 百万円 (H30 実績) と大きく、経営規模の格差がある合併の推進においては有効な手段である。</p> <p>なお、森林組合系統では、令和 3 年秋の全国森林組合大会において、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間で運動期間とする新たな森林組合系統運動方針を決議する予定である。それに先立ち全国森連会長会議において決議された「新たな森林組合系統運動の基本方向～JForest ビジョン 2030 (仮称) の策定に向けて～」において、各道府県森連・森林組合は各地域において 10 年後の夢・目指す姿等を協議することとされており、「組合合併や事業連携など、ダイナミックな組織・事業再編についても議論する」としているところであり、森林組合系統の方針とも一致している。</p>           |           |           |           |           |           |      |          |           |           |           |        |          |          |          |           |       |   |    |    |    |
| 相当性    | 当該要望項目以外の税制上の支援措置       | なし  |           |           |           |           |           |      |          |           |           |           |        |          |          |          |           |       |   |    |    |    |
|        | 予算上の措置等の要求内容及び金額        | なし  |           |           |           |           |           |      |          |           |           |           |        |          |          |          |           |       |   |    |    |    |
|        | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係     | なし  |           |           |           |           |           |      |          |           |           |           |        |          |          |          |           |       |   |    |    |    |
|        | 要望の措置の妥当性               | <p>森林組合は、役員や専従職員を含め小規模零細な経営規模の組合も少なくなく、経営規模に拘わらず合併組合による資産の簿価評価や欠損金の引継ぎを認める本特例措置は、広域合併など規模の異なる組合同士の合併を構想している森林組合においては、インセンティブとなる。</p>  |           |           |           |           |           |      |          |           |           |           |        |          |          |          |           |       |   |    |    |    |

| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項  | 租税特別措置の適用実績   | (単位：件、百万円)  |                    |                    |         |         |      |                    |                    |                    |        |                    |                    |                    |     |       |       |       |
|-----------------------------|---|---|--------------------|--------------------|---------|---------|------|--------------------|--------------------|--------------------|--------|--------------------|--------------------|--------------------|-----|-------|-------|-------|
|                             |   | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度(実績)</th> <th>元年度(実績)</th> <th>2年度(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併件数</td> <td>4〈8組合〉<br/>(4〈8組合〉)</td> <td>3〈7組合〉<br/>(3〈7組合〉)</td> <td>0〈0組合〉<br/>(4〈8組合〉)</td> </tr> <tr> <td>特例適用件数</td> <td>1〈2組合〉<br/>(3〈6組合〉)</td> <td>0〈0組合〉<br/>(2〈5組合〉)</td> <td>0〈0組合〉<br/>(3〈6組合〉)</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>5(12)</td> <td>0(10)</td> <td>0(12)</td> </tr> </tbody> </table> |                    | 30年度(実績)           | 元年度(実績) | 2年度(実績) | 合併件数 | 4〈8組合〉<br>(4〈8組合〉) | 3〈7組合〉<br>(3〈7組合〉) | 0〈0組合〉<br>(4〈8組合〉) | 特例適用件数 | 1〈2組合〉<br>(3〈6組合〉) | 0〈0組合〉<br>(2〈5組合〉) | 0〈0組合〉<br>(3〈6組合〉) | 減収額 | 5(12) | 0(10) | 0(12) |
|                             |   | 30年度(実績)  | 元年度(実績)            | 2年度(実績)            |         |         |      |                    |                    |                    |        |                    |                    |                    |     |       |       |       |
|                             | 合併件数  | 4〈8組合〉<br>(4〈8組合〉)  | 3〈7組合〉<br>(3〈7組合〉) | 0〈0組合〉<br>(4〈8組合〉) |         |         |      |                    |                    |                    |        |                    |                    |                    |     |       |       |       |
|                             | 特例適用件数  | 1〈2組合〉<br>(3〈6組合〉)  | 0〈0組合〉<br>(2〈5組合〉) | 0〈0組合〉<br>(3〈6組合〉) |         |         |      |                    |                    |                    |        |                    |                    |                    |     |       |       |       |
|                             | 減収額   | 5(12)   | 0(10)              | 0(12)              |         |         |      |                    |                    |                    |        |                    |                    |                    |     |       |       |       |
|                             | <p>注：〈 〉内の組合数は、合併に参加した組合数である。<br/> ( )内は前回要望時の見込である。</p> <p>想定よりも特例適用件数が少なかったのは、適格合併の要件を満たした合併が多かったためである。一方で、本特例を適用する場合の減税額は1件で5百万円(H30実績)と大きく、本特例の重要性に変わりはない。</p>  |   |                    |                    |         |         |      |                    |                    |                    |        |                    |                    |                    |     |       |       |       |
| 租特透明化法に基づく適用実態調査結果          | なし  |   |                    |                    |         |         |      |                    |                    |                    |        |                    |                    |                    |     |       |       |       |
| 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)   | 平成28年度から令和2年度までに10件の合併が実現し、2件が本特例措置による適格合併に該当しており、件数は少ないものの、減税額の実績は1件当たり5百万円(H30実績)と大きく、広域合併においては有効な手段である。  |   |                    |                    |         |         |      |                    |                    |                    |        |                    |                    |                    |     |       |       |       |
| 前回要望時の達成目標                  | 森林組合の合併による経営基盤及び組織基盤の強化   |   |                    |                    |         |         |      |                    |                    |                    |        |                    |                    |                    |     |       |       |       |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | <p>平成19年4月(制度創設時)から令和3年3月までの間に72件の合併(合併参加組合数199組合)があり、組合数は736組合から613組合となっている。</p> <p>役職員の合併後の処遇の問題や支所のあり方等の合併後の体制・組合運営問題、地元市町村との関係などの理由により、合併計画が遅れている組合があるが、全国森林組合連合会をはじめとした系統の指導等により、関係者が一体となり合併の推進に努めているところである。</p> <p>今後も引き続き森林組合系統の事業・組織の再編のため、本特例を活用し、合併を促進することが必要である。</p> |   |                    |                    |         |         |      |                    |                    |                    |        |                    |                    |                    |     |       |       |       |
| これまでの要望経緯                   | <p>平成19年度 創設</p> <p>平成22年度 3年延長</p> <p>平成25年度 3年延長</p> <p>平成28年度 3年延長</p> <p>平成31年度 3年延長</p>  |   |                    |                    |         |         |      |                    |                    |                    |        |                    |                    |                    |     |       |       |       |